

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省海事局外航課）

項目名	国際船舶の所有権の保存登記等に係る特例措置の拡充及び延長						
税目	登録免許税						
要望の内容	<p><b>【制度の概要】</b> 外航日本船舶のうち、国際海上輸送の確保上で重要な国際船舶に対する税制上の支援措置として、国際船舶の所有権保存登記及び抵当権設定登記に係る課税の軽減措置を講ずる。</p> <p><b>【要望の内容】</b> （延長） 国際船舶については、以下の措置の適用期間を延長する。 所有権保存登記 税率 3.5/1000（本則 4/1000） 抵当権設定登記 税率 3.5/1000（本則 4/1000）</p> <p>（拡充） 国際船舶のうち、生産性向上等に取り組む造船所において建造され、安全・環境性能等について一定の性能を有した高品質な船舶（特定船舶）について、国土交通大臣が認定した特定船舶導入計画（※）に基づき導入された船舶については、以下のとおり課税の軽減措置を拡充する。 所有権保存登記 税率 2/1000（本則 4/1000） 抵当権設定登記 税率 2/1000（本則 4/1000）</p> <p>（要望期間） 2年間（令和4年度～令和5年度）</p> <p>（参考） 令和3年5月に成立した「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（海事産業強化法）」において、国土交通大臣の認定を受けた事業基盤強化計画に基づき生産性向上等に取り組む造船所において建造され、安全・環境性能等について一定の性能を有した高品質な船舶を「特定船舶」とし、外航海運事業者等が策定した特定船舶を導入する計画を国土交通大臣が認定する制度（特定船舶導入計画認定制度）が創設された。</p> <p><b>【関係条文】</b> 租税特別措置法第82条、租税特別措置法施行令第43条、租税特別措置法施行規則第31条の3</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲51百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ - 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ - 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	▲51百万円	（制度自体の減収額）	（ - 百万円）	（改正増減収額）	（ - 百万円）
平年度の減収見込額	▲51百万円						
（制度自体の減収額）	（ - 百万円）						
（改正増減収額）	（ - 百万円）						

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>外航日本船舶であってその輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて国際海上輸送の確保上重要な船舶である国際船舶の増加を促進し、外航日本船舶の国際競争力強化を図ることにより、我が国の経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国際船舶の増加を図ることにより、日本政府による管轄権が及ぶ日本船舶を確保することができ、経済安全保障の確立が図られる。我が国の周辺海域等の国際情勢の緊張感が高まる中で、安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立の重要性が一層増している状況であり、非常時における安定的な国際海上輸送を確保するためには、日本政府の管轄権が及ぶ日本船舶である国際船舶の増加を図ることが必要である。</p> <p>また、輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性等から国際海上輸送の確保上重要な船舶である国際船舶が増加することにより、日本商船隊の競争力強化が図られ、四面を海に囲まれた海洋立国である我が国の輸出入や日本企業の物流活動を支えることが可能となる。</p> <p>このような中、諸外国においては、外航船舶の所有に係る税負担の免除・軽減を図る措置がとられていることから、国際船舶の導入を促進するためには、国際船舶の所有コストを軽減する本特例措置を継続することが必要である。</p> <p>また、令和3年5月に成立した「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（海事産業強化法）」において、国土交通大臣の認定を受けた事業基盤強化計画に基づき生産性向上等に取り組む造船所において建造され、安全・環境性能等について一定の性能を有した高品質な船舶を「特定船舶」とし、外航海運事業者等が策定した特定船舶を導入する計画を国土交通大臣が認定する制度（特定船舶導入計画認定制度）が創設されたところ。</p> <p>国際的・社会的に求められている環境性能等に優れた特定船舶の導入を促進することが日本商船隊の国際競争力の強化のために重要であることから、国際船舶のうち特定船舶に該当する船舶に対して更なる支援の強化を行うことが必要である。</p>				
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 1357 536 1872"> <p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="536 1357 1490 1872"> <p>【政策体系の中での位置付け】</p> <p>交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）においては、経済安全保障の観点から、外航日本船舶の意義・必要性が確認され、その必要規模は、外航日本船舶450隻とされたところ。</p> <p>【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】</p> <p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>業績指標：70 国際船舶の隻数</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1872 536 2016"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="536 1872 1490 2016"> <p>安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を令和7年央までに313隻に増加させる。</p> </td> </tr> </table>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策体系の中での位置付け】</p> <p>交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）においては、経済安全保障の観点から、外航日本船舶の意義・必要性が確認され、その必要規模は、外航日本船舶450隻とされたところ。</p> <p>【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】</p> <p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>業績指標：70 国際船舶の隻数</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を令和7年央までに313隻に増加させる。</p>
<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策体系の中での位置付け】</p> <p>交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）においては、経済安全保障の観点から、外航日本船舶の意義・必要性が確認され、その必要規模は、外航日本船舶450隻とされたところ。</p> <p>【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】</p> <p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>業績指標：70 国際船舶の隻数</p>				
<p>政策の達成目標</p>	<p>安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を令和7年央までに313隻に増加させる。</p>				

	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和4年度～令和5年度）						
	同上の期間中の達成目標	安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を令和5年央までに293隻に増加させる。						
	政策目標の達成状況	国際船舶の隻数は268隻（令和3年央）と増加傾向。						
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○今後の見込み（税込減分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>4及び5年度の平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有権保存登記</td> <td>95百万円(29隻)</td> </tr> <tr> <td>抵当権設定登記</td> <td>68百万円(20隻)</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	4及び5年度の平均	所有権保存登記	95百万円(29隻)	抵当権設定登記	68百万円(20隻)
	年 度	4及び5年度の平均						
所有権保存登記	95百万円(29隻)							
抵当権設定登記	68百万円(20隻)							
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	船舶保有に係る負担を軽減することで、国際船舶の隻数は増加傾向にあることから、有効性が認められる。							
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国際船舶に係る課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第9項）						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—						
	要望の措置の妥当性	<p>国際船舶の隻数の増加を図るためには、船舶保有に係る負担を軽減することにより、船舶投資の促進を図る必要があることから、登録免許税に対する特例措置を講ずることは妥当である。</p> <p>また、本特例措置により、国際海上輸送の確保上重要な船舶である国際船舶の増加、特に、特定船舶の増加を図ることは、外航日本船舶の国際競争力強化につながり、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立を図ることを可能とするものであり、この点からも妥当である。</p>						

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○適用実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>130 百万円 (28 隻)</td> <td>68 百万円 (19 隻)</td> <td>37 百万円 (14 隻)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局における国際船舶に係る手続の実績を集計。</p>	年度	H30	R1	R2	実績	130 百万円 (28 隻)	68 百万円 (19 隻)	37 百万円 (14 隻)
	年度	H30	R1	R2						
	実績	130 百万円 (28 隻)	68 百万円 (19 隻)	37 百万円 (14 隻)						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—								
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置により国際船舶を保有する際の負担軽減が図られているとともに、諸外国との間のコスト差の縮小が図られる。								
前回要望時の達成目標	安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を令和3年央までに294隻に増加させる。									
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和3年央の国際船舶隻数は268隻であった。 国際船舶の隻数は全体としては増加傾向にあるものの、これまでの海運不況の影響等により日本商船隊の船隊規模が縮小したことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞等を受け、外航海運事業者が実施した売船等による船隊規模の適正化の動きによるものである。									
これまでの要望経緯	<p>平成8年度 創設  平成9年度 拡充要望（認められず）  平成10年度 拡充・延長要望（延長のみ）  平成11年度 拡充（海外から譲渡を受けた国際船舶（船齢5年未満に限る）を追加、国際船舶の定義の見直し）</p> <p>平成12年度 延長  平成14年度 縮減・延長（税率1/1000→1.5/1000）  平成16年度 縮減・延長（税率1.5/1000→2/1000）  平成18年度 縮減・延長（税率2/1000→2.5/1000）  平成20年度 延長  平成22年度 延長（税率2.5/1000→3/1000）  平成23年度 拡充要望（拡充認められず延長のみ）  平成24年度 延長（税率3/1000→3.5/1000）  平成26年度 拡充・延長要望（延長のみ）  平成28年度 拡充・延長（船齢要件の撤廃、PSCによる拘留を一度も受けたことのない船舶に限定）</p> <p>平成30年度 拡充・延長要望（延長のみ）  令和2年度 延長</p>									